

要望等に対する回答について

(様式2)

要望年月日: 令和4年7月20日
 要望団体名: 大槌山田紫波線道路整備促進期成同盟会

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※	その後の対応	左の事由
1. 主要地方道紫波江繫線 ① 一般国道456号との交差点等改良について	一般国道456号との交差点付近については、食い違い交差点の解消を図るため、「星山工区」として整備を進めています。 令和4年度は用地補償及び改良工事を進める予定であり、今後とも地元の御協力をいただきながら整備推進に努めていきます。	A		
1. 主要地方道紫波江繫線 ②③通称「折壁峠」の改良について	折壁峠については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。	C		
1. 主要地方道紫波江繫線 ④宮古市江繫「大畑地区からタイマグラ地区」の改良について	大畑地区からタイマグラ地区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。	C		
2. 主要地方道大槌小国線 ⑤⑥土坂峠トンネルの早期事業化について	主要地方道大槌小国線については、令和元年度までに宮古市小国地区から大槌町金澤地区間のうち早期に整備効果が発現できる現道拡幅区間約1,100mの整備が完了したところです。 残る区間の整備については、急峻な地形であり、長大トンネルを含む大規模な事業となることが想定されることから、慎重な検討が必要であると考えており、公共事業予算の動向や、復興道路開通後の交通の流れの変化なども考慮しながら、総合的に判断していきます。	C		

※ 「県政への反映区分」は別紙のとおり

「県政への反映区分」について

反映区分	記号	内 容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	A	<p>(1) 質問・照会等の内容であり、その趣旨を満したしたもの</p> <p>(2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満したしたもの</p> <p>(3) 市町村、団体等との連絡・調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満したしたもの</p> <p>(4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満したすもの</p> <p>(5) 当該年度中に完了しないが、事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）し、事業完了時に提言の趣旨を満したすもの</p> <p>(6) その他、上記に類するもの</p> <p>※この区分は、「措置済」、「完了」の区分とする。</p>
実現に向けて努力しているもの	B	<p>(1) 実現に向けて努力しているが、現段階で提言の趣旨を満していないもの （例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度・条例等の新設・改正等を要するもの ・予算措置（県単・国庫補助等）を要するもの ・市町村、団体等との連絡・調整等を要するもの <p>(2) 国等の事務事業に係るもので、実現に向けて、県として要望・提案を行うなどしているもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
当面は実現できないもの	C	<p>(1) 現時点では、実現することが難しいもの</p> <p>(2) 優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
実現が極めて困難なもの	D	<p>(1) 県の行政には馴染まないもの</p> <p>(2) 実現が極めて困難なもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
その他	S	反映区分の選択になじまないもの
	T	県民等からのお礼、感謝の類